

質問書に対する回答書

Q1:成功報酬のみの入札ですか。基本料金等の固定費を加算しての入札は出来ませんか。

A1:成功報酬のみの入札です。

Q2:訪問業務については、再委託(当社から当社グループ会社へ委託)は可能か。

A2:原則、出来ません。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りではありません。

Q3:相続人調査に伴う、公文書(戸籍・住民票)取得費は成功報酬に含まれますか。

A3:含みます。

Q4:特殊な手続きを行う場合に含まれる業務については、訪問業務は含まれますか。

また訴訟、内容証明以外にどのような業務を想定されていますか。

A4:訪問業務は含みません。

訴訟、内容証明は対象業務としません。それ以外の特殊な業務は特に想定していません。

Q5:債権内容は退去後、どのくらい期間が経過していますか。

A5:概ね5年以内です。

Q6:貴庁における退去済の滞納家賃回収率を開示できますか。

A6:退去者の回収率は算出していません。

Q7:連帯保証人付きの滞納債権比率は開示できますか。

A7:75%です。

Q8:仕様書(回収を委託する債権)194件49,092(千円)について下記内訳をご教示ください。

Q9:194件49,092(千円)について下記未収期間別に件数・金額をご教示ください。

A8.9:上記件数と金額ですが、精査した結果127件33,479,592円となりました。

	家賃(件)	家賃(円)	駐車場(件)	駐車場(円)
1年未満	57	2,809,980	28	229,876
1年以上3年未満	41	14,568,995	16	770,399
3年以上5年未満	14	10,174,460	4	285,578
5年以上10年未満	3	4,329,388	2	310,916
10年以上	0	0	0	0
合計	115	31,882,823	50	1,596,769

Q10:仕様書(4)業務実施方法の本県が作成、納付する納付書とは収納した債務者ごとになるのかそれとも1か月に収納した金額の総額の納付書となるのかご教示ください。

A10:1か月に収納した金額の総額の納付書となります。

Q11:入手した住民票や戸籍謄本、抄本、附票を添付する場合は写しでも良いか。

A11:写しでもよい。

Q12:現在までの委託業務での回収率をご教示ください。

A12:今まで委託したことがありません。